

6 高土政第1502号
令和 7 年 3 月 17 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

副 知 事

「公正な入札・契約の実施について」の一部改正について（通知）

このことについて、「公正な入札・契約の実施について」（平成24年 3 月 29 日 付け 23 高建管第 1146 号副知事通知）を別添のとおり改正しましたので、通知します。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

別表における「公表の規定」欄に、委託業務に関する要領名を追記しました。

2 施行日

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

※ 別表のみの改正のため、新旧対照表は省略します。

公正な入札・契約の実施について

1 処罰の対象となる違法な行為

(1) 次に掲げる事項について、公表される時期までに教えたり、また聞き出そうとする行為は、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の法令に基づき、処罰の対象となる場合があります。

ア 特定入札案件の設計金額

イ 特定入札案件の予定価格

ウ 特定入札案件の最低制限価格又は調査基準価格

エ 特定入札案件の最低制限価格の算定式

オ 特定入札案件の失格基準相当額

カ 特定入札案件の一般競争入札参加資格要件

キ 特定入札案件の入札参加者に関する事（参加者数、参加者名等）。

ク 特定入札案件の総合評価方式の評価項目及び評価基準

ケ アからクまでに掲げるもののほか、公表される時期まで秘密にしておくべき事項

(2) (1)のそれぞれの事項の公表、非公表の別及び公表の時期等については、別表のとおりです。

(3) (1)に掲げるような違法な行為があれば、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に規定されている公務員の告発義務に基づき、厳正に対処するようにしてください。

2 「職務に関する働きかけ」となる行為

(1) 次に掲げるような行為は、職務に関する働きかけについての取扱要領（平成15年8月20日付け15高情報第435号知事通知）に定める「働きかけ」に該当します。働きかけを受けた職員は、必ず働きかけ記録票を作成し、所属長に報告するなど、同要領の規定により、適切に対応してください。

ア 1の(1)に掲げる事項を公表される時期までに聞き出そうとすること。

イ 一般競争入札において、特定案件の入札参加資格要件を特定の業者に有利になるよう求めること。

ウ 総合評価方式一般競争入札において、特定案件の評価基準を特定の業者に有利になるよう求めること。

エ 指名競争入札において、特定の業者を指名業者とするよう求めること。

オ 指名競争入札において、特定の業者を指名業者から排除するよう求めること。

カ 特定の業者に有利な設計内容となるよう求めること。

キ 特定の業者に有利になるよう入札・契約制度の変更を求めること。

- (2) 報告を受けた所属長は、対応方針案を付して部局長に報告することとされています。
また、その報告を受けた部局長は、特に重要な案件については知事まで報告することとされています。
- (3) (1)に掲げるような行為が偽計又は威力を用いて行われた場合は、刑法に規定する違法な行為となることもあります。その際は刑事訴訟法第239条第2項に規定されている公務員の告発義務に基づき、厳正に対処するようにしてください。
- (4) (1)に掲げるような行為に特定の業者が関与している場合は、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）の規定による指名停止措置や、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を行うこととなります。

3 入札談合等関与行為防止法その他関係法令の遵守

- (1) 入札談合等関与行為防止法は、いわゆる官製談合を将来に向けて抜本的に排除し、防止するため、公正取引委員会による発注機関に対する必要な改善措置の要求、談合に関与した職員に対する損害賠償の請求、その職員について懲戒事由に該当するか調査することなどを規定しています。
そして、職員がその職務に反し、次に掲げるような入札等の公正を害する行為を行った場合、同法第8条の規定により、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処することとされています。
 - ア 事業者に対し、談合を行うよう唆すこと。
 - イ 予定価格等の入札に関する秘密情報を漏洩すること。
 - ウ 指名競争入札において特定の者に落札させるように落札予定者を指名すること。
 - エ 指名競争入札において談合に応じる業者のみを指名すること。
- (2) 公共工事に対する県民の信頼確保のため、発注事務に係るその他関係法令と合わせ遵守するとともに、綱紀の保持に努めてください。

4 別に定めのある事項

- (1) 職員は、発注事務に関して公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合においては、高知県職員公益通報処理要綱（平成18年3月29日付け17高行管第422号総務部長通知）等により適切に対応するようにしてください。
- (2) 決裁権限のある上司が下した判断に対して、法令遵守等の観点からの異議がある場合においては、県政改革アクションプラン（平成21年3月24日県政改革本部会決定）に定めるところにより適切に対応するようにしてください。
- (3) 職員は、入札談合に関する情報又は入札談合の疑いのある事実を把握した場合においては、高知県談合情報等対応マニュアル（平成24年3月29日付け23高建管第1164号副知事通知）に定めるところにより適切に対応するようにしてください。

5 情報の管理

- (1) 部外者に対し、入り口に張り紙をして入室時の声かけをお願いするなど、各所属で秘密情報が部外者の目に触れないような対策を講じるようにしてください。
- (2) 設計図書等の書類を机上に放置しない、離席時は積算中のパソコン画面を隠すなど、職員全員に情報管理の意識を徹底してください。
- (3) 職員は、事業者等と接するときは、受付カウンター等のオープンな場所に対応するように心がけてください。

6 施行期日

この通知は、平成24年4月1日から施行します。

この通知は、平成25年4月1日から施行します。

この通知は、平成27年7月21日から施行します。なお、別表の設計金額（設計書積算内訳）の公表時期については、同日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用します。

この通知は、令和7年4月1日から施行します。

入札情報照会に対する対応例

入札情報に関する照会には次の対応例によって答えるようにしてください。

これらの照会が「偽計又は威力を用いて」行われたような場合は、入札等の公正を害する行為となり、刑法等に抵触し、処罰の対象となります。また、職員が入札情報を漏らした場合は、刑法、入札談合等関与行為防止法、地方公務員法等に違反する行為として処罰の対象となります。

それらの違法な行為があれば、刑事訴訟法第239条第2項に規定されている公務員の告発義務に基づき、厳正に対処するようにしてください。

1 予定価格等に関する照会

事後公表の予定価格（設計金額、最低制限価格等）を教えてください。

（答）

予定価格（設計金額、最低制限価格等）を事前にお教えすることは、刑法、地方公務員法等に違反する行為となりますので、お教えすることはできません。

（数字を示して）事後公表の予定価格（設計金額、最低制限価格等）がこれでよければ、うなずいてほしい。

（答）

予定価格（設計金額、最低制限価格等）をお教えすることになり、刑法、地方公務員法等に違反する行為となりますので、お答えできません。

（注）事前公表の予定価格に関する照会の場合

入札公告（指名通知）に記載しますので、それでご確認ください。事前の照会にはお答えしないこととしておりますので、ご了解をお願いします。

2 事業内容・設計内容に関する照会

〇月〇日に入札がある××工事の設計内容について教えてください。

（答）

閲覧に供している金抜き設計書を見てください。それ以上の内容はお教えできないことになっています。質疑応答は電子メールにより質疑期間に行うこととしています。FAX、電話等の方法による質疑にはお答えしないことになっていますので、よろしくお願いします。

なお、質疑応答の窓口は、〇〇土木事務所総務課総務班となっています。それ以外では受け付けていません。

ホームページ（発注見通し）に記載されている、××工事の内容を教えてください。

（答）

現時点では、ホームページで公表している内容以上のことはお答えできないことになっています。

(注)

ア ホームページに掲載していない内容であっても、県議会常任委員会への説明など、説明責任を果たす上で必要と判断した内容について公の場で説明することは差し支えありません。

イ アの内容や予算資料等で既に公表している内容については、回答しても差し支えありません。

3 入札時期に関する照会

××工事はいつ入札が行われるのか。

(答)

発注見通しで公表している以上の内容については、入札公告までお答えできないことになっています。公告があるまでお待ちください。

(発注見通しで公表しているように、第○四半期の発注予定で作業を進めています。)

4 一般競争入札参加資格要件に関する照会

来月××工事の一般競争入札が行われると聞いているが、その入札参加資格はどのようなのか。

(答)

特定の入札案件の内容については、入札公告するまでお答えできないことになっています。公告があるまでお待ちください。

(注)

自分が参加できるように入札参加資格要件を変更せよという要求は、働きかけに当たります。

5 入札参加者に関する照会

××工事の入札に△△建設は参加するのか(又は参加しないのか) 教えてほしい。

(答)

入札参加者に関することは、入札終了後までお答えできないことになっています。

6 指名業者の選定に関する照会(苦情を含む。)

自分が××工事で指名されていないのはなぜか。どういう基準で選定したのか。

(答)

指名理由は入札が終了した後に指名理由書で公表することになっています。入札が終了するまでお答えできませんので、ご了承をお願いします。

(仮に、指名理由書をご覧になった上で、指名されなかった理由の説明を求めたい場合には、入札の翌日から起算して10日以内に、指名業者選定等に関する苦情処理要領(平成13年3月23日付け12監第3669号副知事通知)に規定する非指名等理由説明要求書によって説明を求めることができます。その回答に対して、なお不服のある者は、

説明を受けた日の翌日から起算して7日以内に、同要領に規定する再苦情申立書によって、再度苦情の申立てを行うことができます。)

別表

○＝公表　×＝非公表

項目	入札執行前※	入札執行後	公表の時期	公表の規定
設計金額（設計書積算内訳）	×	○	落札決定後	建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針運用要領（平成20年3月25日付け19高建管第1135号土木部長通知。以下「基本方針運用要領」という。）
予定価格（事前公表）	○	○	指名通知、入札公告	基本方針運用要領
予定価格（事後公表）	×	○	落札者となり得る者の決定時、電子入札によらない案件において落札者が得られたとき又は低入札価格調査対象者確定時（低入札調査対象者が失格となった場合に、再度入札又は更改入札となるときは除く。）	建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領（平成21年3月23日付け20高建管第1181号土木部長通知）
最低制限価格又は調査基準価格	×	○	（予定価格（事後公表）の公表の時期に同じ）	基本方針運用要領
最低制限価格の算定式	×	×	非公表	
失格基準相当額	×	○	入札時の公表は行わないが、設計書積算内訳から算定できる。	建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知） 委託業務低入札価格調査制度事務処理要領（令和6年3月18日付け5高土政第1437号副知事通知）
一般競争入札参加資格要件	○	○	入札公告	高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）
入札参加者に関する事（参加者数、参加者名等）	×	○	入札終了後又は契約の相手方決定後	基本方針運用要領
指名業者選定理由	×	○	入札終了後又は契約の相手方決定後	基本方針運用要領
総合評価方式の評価項目及び評価基準	○	○	入札公告	高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知） 委託業務における総合評価方式に関する取扱要領（令和6年3月18日付け5高土政第1444号土木部長通知）
総合評価方式の入札参加者個々の施工計画等評価理由	×	×	非公表	高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領 委託業務における総合評価方式に関する取扱要領

低入札価格調査結果	×	○	落札者決定後	建設工事低入札価格調査制度事務 処理要領 委託業務低入札価格調査制度事務 処理要領
-----------	---	---	--------	--

※ 入札執行前とは、入札公告又は指名通知がされてから開札が行われるまでの間を表しています。

- (注) 1 特定入札案件の金抜き設計書や公告内容について不明な点がある場合、質疑応答は電子メールにより行うこととしています。FAX、電話等の方法による質疑にはお答えしないことになっていますので、その旨周知をお願いします。
- 2 入札・契約制度に関する一般的な質問に対して回答することは問題ありません。十分ご理解いただくよう説明するようにしてください。また、入札・契約制度に対する真摯なご意見には十分耳を傾けるようにしてください。

別添

関係法令

① 刑法

(公契約関係競売等妨害)

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。
(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第197条 公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、5年以下の懲役に処する。

② 入札談合等関与行為防止法

(趣旨)

第1条 この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

(定義)

第2条 1～3 略

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

(2) 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆するこ

と。

(3) 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

(4) 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

(職員による入札等の妨害)

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

③ 地方公務員法

(服務の根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 略

(罰則)

第60条 左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定に違反して差別をした者

(2) 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

(3) 第50条第3項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

④ 刑事訴訟法

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- (2) 第6条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- (3) 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- (4) 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- (5) 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第89条 次の各号のいずれかに該当するものは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- (2) 第8条第1号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

2 前項の未遂罪は、罰する。